



広報

みなみおくに

発行 南小国町役場 TEL 2-1111 印刷 穴井印刷 TEL 6-3118

町の人口

7月末現在

総人口 5,660人

男 2,691人

女 2,969人

世帯数 1,361戸



9 月号/51

夏秋きゅうり出荷さかん

南小国町のきゅうりが、昭和47年に熊本県野菜指定産地として指定され、撰別も機械化するため、指定年度に総工費約1,200万円で建てられ、この撰果場で撰別されたきゅうりは箱詰され、主に福岡、熊本方面に出荷され消費されています。

昭和50年産の実績（農協共販のみ）作付面積9ヘクタール、生産量483トン、販売額4,306万円。

役場だより

法律相談について

坂本弁護士による九月の法律相談は、二十九日午後一時三十分より、役場に於て開きます。

御希望の人は二十八日までに、町民相談室まで御連絡下さい。

投書箱を備付しました

この度、皆さんの希望により、役場窓口投書箱を備付しました。

役場内の事務の取扱いや、又は町行政などについて、お気付の点や、御要望がありながら、口で云い難い事などは、この投書箱を御利用下さい。良い御意見があれば採上げて行きたいと思っています。

無記名ですと、無責任な投書と考えられますので、御自分の名前を記入されて、有意義な投書をお願いします。

町民相談室
国保高額療養費の一部負担金が改正されました

従来、国保の高額療養費は、一部負担金が、三万円を超過した場合該当になっていましたが、今度の施行令の改正により、三万九千円になりましたのでお知らせします。

尚、くわしい事は、住民課まで問い合わせ下さい。

財政事情の公表

地方自治法に基づき、毎年一月四日及び八月一日に財政事情の公表をしなければなりません。

今回の公表内容は、昭和五十年年度下期(三月三十一日)の一般会計決算及び国民健康保険など三特別会計決算について、その収支の状況や町民税負担の状況、あるいは財産の状況などです。これら公表されたものを町民の皆さんにお知らせします。

状 況

年比)31.2%上昇

〔一般会計〕

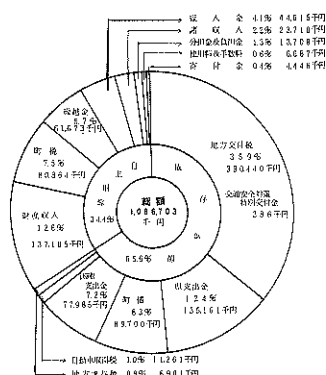
『歳入』 歳入総額十億八千六百七拾万三千円で、図歳入性質別経費内訳のとおりであります。

この図からみますと町がみずから調達する町税、分担金、負担金、使用料、諸収入等の自主財源は、歳入の三四・四%、あとは、国、県支出金、地方交付税、町債などによって依存財源によっていることとなります。

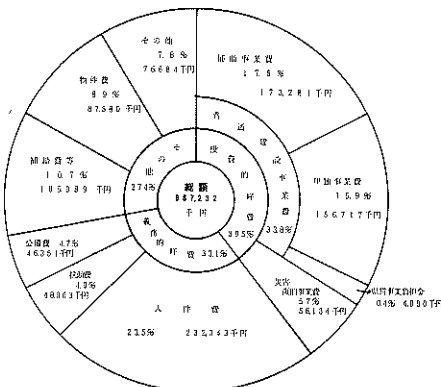
歳入の主になっているものは、なんとといっても地方交付税で三億九千四拾四万円と総額の三五・九%を占め、本町財政の主財源となっています。

次に財産収入で、土地売払い収入七千五百六拾八万三千円、直営林処分一千九百八拾万円、部分林処分四千拾七万二千円等決算額一

(歳入)(性質別経費内訳)



(歳出)(性質別経費内訳)



昭和50年度 町税収入状況調 (昭和51年5月31日現在) 単位=千円

税 目	予算額 (A)	調定額 (B)	収入額 (C)	未収入額 (B-C)	徴収率 (C/B)
町 民 税	20,121	22,321	21,707	614	97.2%
固定資産税	2,436	3,484	2,712	635	81.0
軽自動車税	1,756	1,992	1,868	124	93.7
市町村たばこ消費税	8,279	9,420	9,420	0	100.0
電 気 税	3,000	3,397	3,397	0	100.0
木材引取税	9,100	11,778	10,345	1,433	87.8
特別土地保有税	2,964	2,963	2,963	0	100.0
普通税計	69,581	85,355	76,825	8,530	90.0
入 湯 税	3,969	4,039	4,039	0	100.0
国民健康保険税	51,973	50,394	47,981	2,413	95.2
総 計	125,523	139,788	128,845	10,943	92.2

昭和50年度

決算

歳入決算額（対前）

『歳出』 歳出総額九億八千七百一拾三万二千円と年々増大するのみであります。これを性質別にみますと、歳出性質別経費内訳のとおりの投資的経費三九・五％、義務的経費三三・一％、その他二七・四％となっております。

歳出の主となっている投資的経費の内訳は、交通安全対策費五百拾六万一千円、道路の維持（星和矢ヶ部線・小原仁連線舗装工事等）

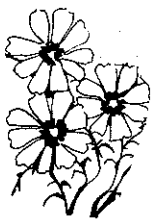
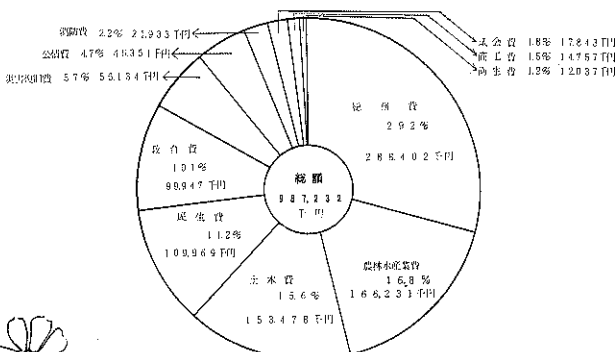
道路新設改良費（立岩宮地線・中湯田樋の口線・石原追線新設等）一億二千二百一拾万六千円、消防費（吉原・脇戸車庫建設、消防車購入等）一千三百九万三千円、児童福祉施設費（黒川保育所建設）三千二百一十一万一千円、林業振興費一千八拾万四千円、山村振興費三千八百一拾二万五千円、林道新設改良費（立岩線・河内線等）三千三百八拾七万三千円、林道舗装費（立岩線・上矢田原線等）七百四拾六万八千円、林業構造改善事業費（小波瀬作業道・貯木場拡充等）二千七百七拾三万六千円、観光費（キャンプ場関係）五百八拾三万三千元、学校関係一千八百六万五千円、外に黒川公園建設、テレビ難視聴対策費一千三百九拾一万二千円、災害復旧事業費五千六百拾三万四千円、復興費三億九千二拾二万二千円と、総額の三九・五％を占めています。

費二億三千二百三拾四万三千円（内職員給一億六千七百三拾八万四千円）、扶助費（老人福祉費二千五百一拾三万三千円、児童福祉費二千拾五万四千円等）四千八百六万三千円、公債費四千六百三拾五万一千円、決算額三億二千六百七拾五万七千円と、総額の三三・一％となっております。

そのほか、阿蘇広域圏に対する支出百五拾二万五千円、農協事務所新築助成金二百六拾三万二千円、商工会事業補助金百拾四万九千円等の補助費が一億五百九拾八万九千円、歳出総額の二〇・七％、物件費八千七百五拾八万四千円で八・九％、その他として積立金・繰出金維持補修費・投資及び出資金・貸付金の七千六百六拾八万四千円、七・八％となっております。

次に歳出を目的別にみてみますと、歳出目的別経費内訳のとおりと、歳出の主となっている総務費が歳出の二九・二％（人件費・補助費・投資的経費の内の普通建設事業費が主となっています）。農林水産業費が一六・八％（山村振興費・林道新設改良費・林業構造改善事業等の投資的経費の普通建設事業費が主となっています）。土木費一五・六％（道路新設改良費・道路維持費等の投資的経費の普通建設事業費が主となっています）と歳出の主になっております。又、老人福祉・児童福祉等の民生費一一・二％、教育費

【歳出】（目的別経費内訳）



一〇・一％も大きく占めています。よって五十年実質単年度収支は、八千九百万六千円の黒字になりました。

「国民健康保険特別会計決算」

歳入総額 一億八千八百一十一万
歳出総額 一億八千四百五拾八万八千円
単年度収支三百五拾二万二千円の黒字。

「農業共済事業特別会計決算」

歳入総額 二千九百三拾七万七千円
歳出総額 一千九百三拾三万
単年度収支一千四万一千円の黒字

「簡易水道特別会計決算」

歳入総額 一千六百三拾七万七千円
歳出総額 一千四百九拾一万円
単年度収支百四拾六万七千円の黒字。

町 債 現 在 高

単位－円

町債の目的別	起債金額	昭和49年度 末 現在高	50 年 度 元 利 償 還 額			差 引 未償還額	昭和51年度 起 債 額 (5月31日 迄借入額)
			元 金	利 子	計		
水田取得事業債	3,400,000	2,040,000	680,000	142,800	822,800	1,360,000	
一般公共事業債	16,500,000	15,302,092	1,472,058	994,566	2,466,624	13,830,034	
公営住宅建設事業債	12,800,000	10,251,509	422,904	658,856	1,081,760	9,828,605	
一般単独事業債	84,000,000	58,839,402	9,455,366	3,765,764	13,221,130	49,384,036	
義務教育施設 整備事業債	44,500,000	37,680,585	981,506	2,583,130	3,564,636	38,599,078	1,900,000
災害復旧事業債(補)	10,900,000	8,489,132	822,978	520,596	1,343,574	7,666,154	
” (単)	7,300,000	2,884,743	1,265,895	179,098	1,444,993	1,618,848	
公有林整備事業債	12,300,000	11,400,000		422,116	422,116	12,300,000	900,000
市町村民税臨時 減 税 補 償 債	300,000	29,627	29,627	963	30,590	0	
特定地域振興資金	8,600,000	4,788,700	968,373	263,377	1,231,750	5,420,327	1,600,000
辺地対策事業債	73,200,000	47,323,230	5,418,322	3,009,086	8,427,408	48,904,908	7,000,000
過疎対策事業債	188,900,000	107,815,519	2,991,798	5,608,914	8,600,712	179,023,721	74,200,000
特 定 地 方 債	15,900,000	10,077,571	627,844	673,510	1,301,354	13,549,727	4,100,000
小 計	478,600,000	316,922,110	25,136,671	18,822,776	43,959,447	381,485,439	89,700,000
簡易水道事業債	56,100,000	41,827,534	1,598,580	2,642,098	4,240,678	43,428,954	3,200,000
合 計	534,700,000	358,749,644	26,735,251	21,464,874	48,200,125	424,914,393	92,900,000

簡易水道特別会計経理状況

(昭和51年5月31日現在) 単位－千円

歳 入			歳 出		
科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	支出済額
1.簡易水道収入	8,054	8,811	1.簡易水道費	6,851	6,524
2.分担金及負担金	20	20	2.簡易水道布設費	4,000	4,000
3.繰入金	800	—	3.公債費	4,620	4,386
4.町債	3,200	3,200	4.予備費	150	
5.繰越金	3,547	4,346			
歳入合計	15,621	16,377	歳出合計	15,621	14,910
(4,000千円繰越明許分)			(4,000千円繰越明許分)		

国民健康保険特別会計経理状況

(昭和51年5月31日現在) 単位－千円

歳 入			歳 出		
科 目	予算現額	収入額累計	科 目	予算現額	支出額累計
国民健康保険税	51,973	47,981	総務費	17,137	16,830
使用料及手数料	—		療養諸費	161,170	151,684
国庫支出金	119,687	119,418	高額療養費	9,325	8,976
県支出金	13	12	助産諸費	2,400	2,320
繰入金	7,000	0	葬祭諸費	500	390
基金繰入金	2,000	0	計	173,395	163,370
他会計繰入金	5,000	0	保健施設費	—	—
繰越金	20,620	20,620	公債費	1	0
諸収入	19	79	諸支出金	4,399	4,388
			予備費	4,380	0
歳入合計	199,312	188,110	歳出合計	199,312	184,588

農業共済事業特別会計経理状況

(昭和51年5月31日現在)

単位：千円

歳 入				歳 出			
款	項	予算額	収入済額	款	項	予算額	支出済額
(1) 農 作 物 共 済 勘 定							
1.掛金交付金 及補助金	1.共 済 掛 金	6,821	6,755	1.保 険 料	1.保 険 料	769	767
2.保 険 金	1.保 険 金	501	499	2.共 済 金	1.共 済 金	1,663	1,662
3.無事戻し金	1.無事戻し金	388	387	3.無事戻し金	1.無事戻し金	1,290	1,289
4.繰 越 金	1.繰 越 金	4,110	4,122	4.予 備 費	1.予 備 費	8,098	0
計		11,820	11,763	計		11,820	3,718
(2) 蚕 繭 共 済 勘 定							
1.掛金交付金 及補助金	1.共 済 掛 金	199	106	1.保 険 料	1.保 険 料	164	83
2.保 険 金	1.保 険 金	959	33	2.共 済 金	1.共 済 金	977	37
3.無事戻し金	1.無事戻し金	45	52	3.無事戻し金	1.無事戻し金	62	62
4.繰 越 金	1.繰 越 金	74	73	4.予 備 費	1.予 備 費	74	0
計		1,277	264	計		1,277	182
(3) 家 畜 共 済 勘 定							
1.掛金交付金 及補助金	1.共 済 掛 金	3,179	3,236	1.保 険 料 及技術料	1.保 険 料	3,179	3,097
2.保 険 金	2.保 険 金	5,454	4,911	2.共 済 金	2.共 済 金	5,454	4,912
計		8,633	8,147	計		8,633	8,009
(4) 業 務 勘 定							
1.賦 課 金	1.賦 課 金	1,813	1,695	1.総 務 費	1.総務管理費	6,604	6,214
2.分 担 金 及 負 担 金	1.分 担 金	100	78	2.業 務 費		1,536	899
3.県 支 出 金	1.県 負 担 金	5,430	6,052		1.損害評価費	1,043	542
4.繰 越 金	1.繰 越 金	1,353	1,307		2.損害防止費	493	357
5.諸 収 入		12	65	3.連合会支出金	1.連合会支出金	308	308
	1.延滞金加算 及 過 料	1		4.諸 支 出 金	1.諸 支 出 金	1	
	2.預 金 利 子	1		5.予 備 費	1.予 備 費	259	
	3.雑 入	10	65				
計		8,708	9,197	計		8,708	7,421
歳 入 合 計		30,438	29,371	歳 出 合 計		30,438	19,330

農協の仕組みと役割

その四

「株式会社とちがう点」

農協は、組合員の営農と生活を守るために、いろいろの経済事業を営んでいます。経済事業を営んでいる点では、商店とか株式会社と同じわけですが、その運営の仕組みはまったく異なっています。

農協と会社の、まず第一のちがいは、株式会社はもうけることが第一の目的であるのに対し、協同組合はもうけることが目的ではないという点です。

株式会社の場合、事業によって会社がもうけ、もうけた金は株主がもつ株数に応じて分配するわけです。会社のもうけが多ければ多いだけ、株主はもうかる仕組みです。ところが、協同組合の場合は組合がもうけて、それを組合員に分配するという組織ではありません。組合員が組合の事業を「利用」することによって組合員が、利益をうる組織であります。つまり、農協を通して共同販売する事によって一円でも高く農産物売る、また共同購入によって一円でも安く生産や生活の資材を買う——そういう「利用」によって利益を受けるわけです。

もちろん、協同組合も経済事業

をやるわけですから、株式会社と同様に元手（資本）は必要です。それが出資金ですが、これは株を買うのとちがって、配当目当てのものではありません。出資金にも一般に配当（出資配当）がありますが、その率には制限が設けられています。出資金は、あくまでも組合員が利用する事業のための施設建設資金とか、資材の仕入れ資金に使うものであるわけです。

株式会社と協同組合の第二のちがいは、協同組合の場合は出資する人と事業を利用する人と同じであるのに対し、株式会社ではそのような制限がないということです。協同組合は、組合員が組合の事業を「利用」することによって組合員が利益をうるためにつくった組織ですから、出資する人と利用する人と同じということは当然のことですが、この点は協同組合を理解するうえで大変重要な点です。株式会社なら、株主は投資先の製品を買わないのがあつうです。会社の方も株主の利用におかまいなく、これまで製造だけだったものが、不動産事業やレジャーランドを経営したりするわけです。

こういうわけですから、金は金を生み、大金持ちはますます大金持ちになってゆきます。協同組合には、金が金を生むというようなことはありません。協同組合も発展はしますが、これは組合員の経済が組合利用によって豊かになり、その結果、出資金をふやすことが可能になって協同組合が発展するという過程をたどります。

協同組合と株式会社の第三のちがいは、株式会社が「資本の集まり」であるのに対し、協同組合は「人間の集まり」だということです。株式会社の場合は、株券をたくさんもっている人の発言権が強いわけですが、協同組合では「一人一票制」がとられていますから、組合員はすべて平等の立場に立って組合の運営に参加出来る仕組みになっています。このことが、協同組合は組合員による民主的運営の組織であるといわれる理由です。組合員が平等に発言できるように出資金についても、一組合員がもつ口数の限度が定款で五〇〇株（南小国の場合）と定められていて、株などのように買い占めをやるということのような行為は許されません。

このように協同組合は、現在の資本主義社会の代表である株式会社とは、その目的も仕組みもまったく異なったものだといえます。きたが、資本を中心にもうけることを目的とした営利会社と、人間を中心に入々の幸せな暮らしを願う農協と、両者を天秤にかけて、そのときだけの都合

でどちらかを利用するという考え方は、組合員としては根本的なまちがいをしているといえましょう。しかし、農協も資本主義社会のもので、一つの経営体であることはかわりありません。経営体であるからには、組合員以下役職員は赤字を出さない健全な経営を心がけねばなりません。

戦後の経済混乱期に、農協は軒並み赤字経営に陥るというにが経験をもっています。貯金を凍結し、戸を閉めてしまった農協も出たときいています。その後、政府が再建整備法というものをのててテコいれたのと、経済事情の好転もあって、いまでは赤字農協はほとんどないようになっています。

しかしまた、農協経営は黒字でさえあればよいというものではないでしょう。組合員が最も求めている営農生活の指導の手をぬいたり、販売購買の手数を必要以上に多くとったり、あるいは職員の給料を低くおさえたりして黒字を出しても、けって自慢にはならないのです。

本当の意味で農協の黒字というのは、農協が組合員のやってほしい活動を充分にやったうえで、なおかつ若干のゆとりがでるといことです。

農協の経営を健全にしてゆくためには、組合員の側からすれば、農協を全利用することです。利用の量が増えればふえるほど、農協経営は発展してゆきます。又出資金をふやしてゆくことも大切です。出資金がふえれば、それだけ設備

や資金が出来、事業は拡大されます。

一方組合経営者の側では、有利販売、有利購買のためのルート開拓や情報収集を行い、組合員がすすんで全利用出来る体制をつくるのが大切でしょう。そのために職員教育による能率向上と、職員の待遇の改善を行い、農協を働きたいのある職場にすることが根本でしょう。

このような組合員と農協役職員の努力によって「農協も、農家も栄える」という結果が生れます。農家の経済と農協の経営は車の両輪です。この各々が不健全になっても、前進はないのです。

ところで、農協は年度末決算で余剰金が出ると、組合員に対して出資配当と、利用高配当を行います。出資配当は、株式配当とはちがいますから、法律で年七割以内におさえられています。この配当は、出資の目的からみて、組合の事業をより拡大するための増資に振り向けるのが望ましいといえます。利用高配当は協同組合特有の制度です。これは農協がもうけた分を分配するのではなく、実費のとりすぎた分を利用高に応じて返還するという性格のもです。こでも組合員の事業の利用が基礎になって余剰が還元されるという仕組みをとっているのです。

（農協 宇都宮）

つ　　つ　　く

研修会報告

『赤十字について』

毎年婦人会員のみな様方に御苦勞をかけております、赤十字募金について日赤の松井先生のお話より概略を申し上げます。

熊本の本長嶺町に日赤病院が開院して、この五月で満一年を迎えました。各先生方はゆっくりにお休みにもなれない程の御多忙のことです。

五月一日は日本に初めて日赤が出来た日であり、五月八日は世界にこの日赤運動をおこしたアンリ・ジュナンの生まれた日です。この意味で毎年五月を「赤十字事業推進運動月間」としてあります。この赤十字に限って全世界共通でどんな戦争の最中でも相通じております。

赤十字と………いつ どこで誰がどんな意義があるのでしょうか？

いつ…今から百十三年前だれが…スイスのアンリ・ジュナンドこで…スイスのジュネーブで同じ人間同志が争い討ち合い殺し合う姿に心を痛め、なんとかしてはと発奮し、初めは六人の委員よりこの運動がおこり色々

の困難を乗り越え、この輪が世界に拡がりました。全世界の人がこの呼びかけで手をつなぐ事が出来たのは何でしょうか。人間誰の心の中にも争いを嫌い、仲好くなり

たい心があるからではないでしょうか。ただそれを実行するだけの意志の強さと勇気が足りないのだと思います。高知ではあこがれの赤十字とさえ感じ活発な奉仕を続けているそうです。

幸福とは………
・ 必ずすべき事をなす事であり奉仕することに喜びを感じる。
・ 相手にみじめさを感じさせる様な奉仕の仕方ではない。
・ 賢い奉仕でなくてはいい。

等が言われております。

その他、消費生活センター上田先生のお話を伺いました。

●消費生活学級について

今年には町全体で消費生活学級を県消費生活課より指定を受け、生活改良普及所の先生方、役場総務課の方々の御指導のもと勉強する

ことになりました。一応各地区役員の方は勿論、会員の中で希望の方は大いに参加されて勉強して下さい。

時々こうして婦人会活動状況を広報に出し、会員はもとより他団体の方にも理解していただき、末端浸透をはかりたいと思います。

南小国町婦人会長
宇都宮 ルイ

一寸した事から六月十五・十六日一泊二日の青年の家研修が決定して、日課表に目を通してみて心配になりました。時間から時間でキチンと日課が出来ていてルーズな生活になれた私達が、果して若い人々について行けるものかと思われたからです。何かと都合の悪い人が何人か出て人数が少いの矢津田の婦人会にも参加していた

国立阿蘇青年の家 研修に参加して……

できました。良いお天気にめぐまれて、目のさめるような緑のスロープの中に建っている青年の家に

ついたとき、わあーすばらしいなーと感嘆の声が上がりました。

私達と一緒に入所された若い人は高校生が多く、六団体・三百八十名ぐらゐ、其の中に女性は私達が十八名、佑徳バスのガイドさんが五十名程、後は皆男性、それも

若いピチピチした人達でした。カーテンで仕切って整々と並んだ宿舎に入って荷物を片づけ、第一日目の研修として、文化財のストライドを見た後、家裁の先生のお話でした。私達の常識と違った色々な法と云うものを、珍問答続出に大笑しながらのしく勉強しました。夜のキャンドルサービスはもと青年の私達が先頭に入場して圧倒されるような若さの中に楽しい時間を過ごし、私達のだし物「桜音頭」の時には輪の中に若い人達も入って下さってとてもたのしくおどろ、其のまま止めてしま

うのがおしいぐらゐでした。翌日は良いお天気の中、朝のラジオ体操、お掃除などの後、青年の家の先生の「青年に対してどうあるべきか」と云うお話しでした。

「子供をいかに教育するかを考える前に、子供をいかにあつか

うかを考えなければならぬ」又「植物の肥料は濃すぎてもならない、濃すぎてもならない、又遠すぎてもならない、近すぎてもならない。母の愛も又其の通りではないだろうか」と一言一言、私達の胸にずしりとこたえる様なお話しでした。其のお話の後体育館でバレーを少し、バスガイドの方達に相手をしていただきました

たけど、やはり体力の差、長くは出来ずには後は又輪になって「桜音頭」「東京ばやし」等を心ゆくまで楽しみました。昼食にはチーブルマーを勉強しましたけど、なかなかお箸の様にいなくて閉口しました。たった一泊の研修ですので少しなれた時にはもうお別れでした。

親の様な年令の私達が若い人達にまじって研修している姿は、高校生達にはどう映ったでしょうか。すがすがしい空気の中で楽しい研修が出来、青年の家などなかなかチャンスのない私達が良い体験をさせていただいたと感謝しています。

もと青年 ハッスルし過ぎていたわられ

物価等の相談はお気軽

最近品物を買ったら、すぐこわれたり、食料品を買ったら腐れていたり、このような例が、またまあります。このような場合、直接お店に苦情を申し出ればよいのですが、何時も買いつけの店で、苦情を言うのも気の毒な場合があります。又極端な場合は店に申し出ても取合ってくれない場合もあります。こんな時に相談していただくため県では「消費生活一般苦情処理相談員」を、各町村ごとに選定して苦情の処理に当たっています。本町では左記の方が選定されています。お気軽にご相談下さい。

住所 南小国町大字赤馬場上町
氏名 日野美喜

田中千光寺婦人会 河津みどり

田中千光寺婦人会 河津みどり

小国高級米づくり今後の 重点事項

1. 落水期は九月下旬とする。
登熟をよくする為には九月下旬まで水が必要で。
2. 適期刈取り励行
もみの九〇%が黄化した頃か刈取り適期です。これより遅れると収量・味・色沢・品質、そして、検査等級が悪化してゆきます。
3. かけ干しの実行
架干しによる自然乾燥が何と云っても味では最良です。
地干しやコンバインによるものは味を悪くします。
かけ干しの際、稲束を押しつめ過ぎると、ムレ米が出るので注意する。
4. 乾燥は天日によるのが最もよいが、通風乾燥機を使用の場合は、急げきな温度上昇はよくない。長時間かけて乾燥した方が味が落ちない。
水分は十五%に統一する。過乾燥は味が悪くなり、胴割れも多くなり、又量も多く要するので損する。過乾燥が米屋さんより最もいやがられるので、特に注意する。
5. 調整選別は入念に行う。
わずかの粗悪米混入で等級が落ち、評判を悪くするので、選別は特に念を入れる。

9月の農作業メモ

水稲――
生産の段階最後の仕上げ、手ぬかりないようにする。枝梗イモチと秋ウンカの防除は、ヒノバ イジツト粉剤を10a二〇袋配布九月下旬までは水分が絶対に必要、二三日おき水をあてる。台風の際は深水にする事。倒れる心配のあるイネはチーフ等をたてよこ入れ張る。
早生穂は刈取り期になる。刈り遅れが品質・

等級・収量をおとすので全体の八〇〜九〇%が黄色くなったら刈取る。一種をみて10粒位青もみのある時が適期、これが遅れると味が悪い。干し草刈りの日割りや場所割りも充分検討し、適期にイネ刈りが出来るよう計画する事。かけ干しの励行。
日本晴も九月下旬頃には刈取れるところが出てくる。
機械化貧乏対策として請負刈取り脱穀を考える。機械を買うより誰かに頼んだ方が得。頼みたい方は農協へ御連絡下さい。

ヤサイ類――

ふだん草・ワケギ・シュンギク・ホウレン草・パセリ・玉ねぎ・大根・エンドウなどの種まき。野菜類は酸性土壌に弱いものが多いため、前もって炭酸苦土石灰やヨーリン等の土壌改良剤を投入する。又堆きゅう肥などの有機質肥料を投入し、土壌の富化を図る。

昭和五十一年秋の全国交通安全運動が九月二十一日から三十日まで十日間実施されます。

秋の交通安全運動実施について

期間中に於ける重点推進事項として、(1)歩行者・自転車利用者の事故防止、(2)大型車両の指導取締(3)道路の不法占用の取締等を計画しています。

創業60周年を迎える 郵便局の簡易保険

(10月は簡易保険月間)

簡易保険は、大正五年十月一日から、無診査・月掛・集金の特徴とした国営の生命保険として創設され、全国の郵便局でその取扱いが開始されました。

八十万円にのぼっております。

以来六十年郵便局の簡易保険として、広く皆様に愛され、親しまれ、利用された結果、現在総加入件数五千万件、契約高は二十八兆円、資本総額は七兆円を超えております。

このほか、簡易保険では、加入者ホーム・保養センター・診療所などの福祉施設を全国各地に設置し、加入者の福祉の増進にも努めています。

また創業記念日にちなんで、毎年十月を「簡易保険月間」と名付けておりますが、今年は創業六十年を記念して、全国的にPR活動と新加入運動を展開し、簡易保険に対する皆様の理解と信頼を深めるとともに、また簡易保険に加入されていない方々にも積極的に呼びかけ、保障のある生活が送れ安心して働けるようお勧めしております。

どうかこの機会にご利用されますよう重ねてお勧めいたします。

当南小国町には、五十一年度末までの融資額の累計は、八千五百

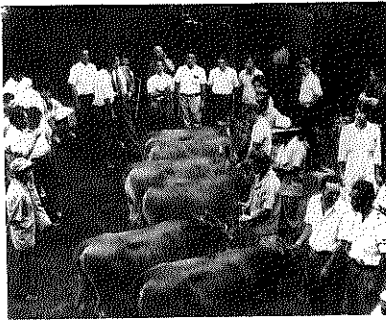
三、街頭指導の実施強化。
四、老人・学童の交通安全教室の実施。
五、二輪自転車の街頭一斉点検の実施。
六、各交通安全地区支部ごとの法令講習の実施。
七、その他道路の整備等を計画しています。
皆様方のご協力をお願いします。

家畜品評会各大字にて開催さる

出場頭数 77頭

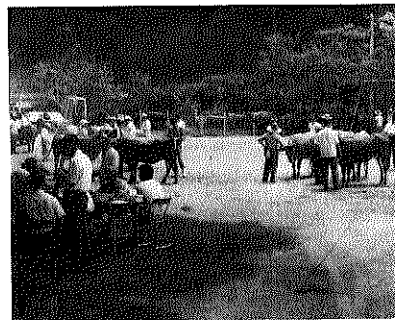
昭和五十一年度農協青壮年部主催による家畜品評会が、去る八月十八日中原樋の口天神様、十九日満願寺小学校、二十日元人工授精所にて開催されました。各地区に於ける成績は次のとおりです。

※中原支部	※満願寺支部
当歳の部(十六頭)	当歳の部(十四頭)
一等 ちよしげ号	一等 さかえ号
中湯田 河津 達雄	扇上 佐藤 徳男
さくら号	みつさかえ号
地蔵原 河津 文吉	田の原 北里 和刃
しげまる号	田の原 北里 和刃
湯田下 森口 安一	高花 高村ゆり子
はな号	小田 佐藤 民生
湯田下 河津 修司	ふくまる号
まるやま号	田の原 杉安 政義
樋の口 武田 末勝	育成の部(十頭)
よしはな号	一等 はつ号
滝下 穴井 秀憲	田の原 北里 和刃
二歳の部(九頭)	大谷山 吉野 勉
第二なみ号	第二さかえ号
田尻 秋吉 清見	志童子 橋本 勇
まる三号	
米山 井上 進	
ふくやま号	
松ノ木 秋吉 金徳	
たか五号	
平瀬 柴田 幸人	
肥育牛の部(三頭)	
栄号 滝下 大塚文男	



中原牛馬品評会

二歳 第二きくたま号	馬場上 佐藤 雪男
第六まる号	赤馬場 佐藤 虎雄
育成の部(七頭)	さかえ号
扇上 佐藤 則一	田の原 井野 通
第二まさこ号	脇戸 岩下 栄
脇戸 宅野 広実	はつふく号
馬場上 佐藤 誠	



満願寺牛馬品評会

※赤馬場支部	※満願寺支部
当歳の部(十二頭)	当歳の部(十四頭)
一等 はる号	扇上 佐藤 徳男
馬場上 佐藤 誠	みつさかえ号
第二いづみ号	田の原 北里 和刃
馬場上 佐藤 誠	高花 高村ゆり子
	小田 佐藤 民生
	ふくまる号
	田の原 杉安 政義
	育成の部(十頭)
	一等 はつ号
	田の原 北里 和刃
	大谷山 吉野 勉
	第二さかえ号
	志童子 橋本 勇

年金制度は通算されます

わが国の公的年金制度では、国民年金をはじめ、どの制度でも、老令年金(共済組合では退職年金)を受けるためには、二十年または二十五年の間加入して、保険料をキチンと納めていなければなりません。しかし一生の間には、職業が変わることもあつて一つの制度だけで一定の期間、保険料を納め続けることができない場合もあります。

このようなときその移り変わった年金制度のすべての期間を合せて二十年なり二十五年なりになっていれば、「通算老令年金」(共済組合では通算退職年金)を受けることができます。

この年金を受けるためには、いろいろの有利な特例もありますから役場年金係、又は熊本社会保険事務所にお問合せください。

国民年金を受けるには保険料を忘れずに!!

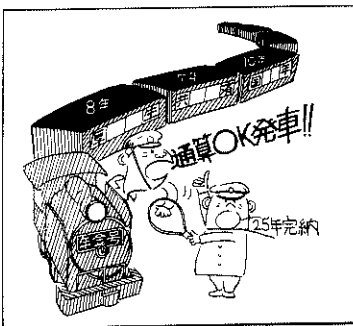
国民年金の保険料は、きめられた期間までに納めないで、将来、年金を受けられないこともありますので、もう一度、国民年金手帳をお確かめください。

保険料を納める期間は、毎年、七月・十月・翌年の一月・四月の各月の末日です。

翌年の四月末日をすぎますと、直接熊本社会保険事務所に納めていただかなければなりません。また、二年間以上納めないと、「時効」によって納めたことも認められなくなります。

保険料を納め忘れると、老令年金はもちろん、障害年金や母子年金なども受けられないということにもなりかねません。

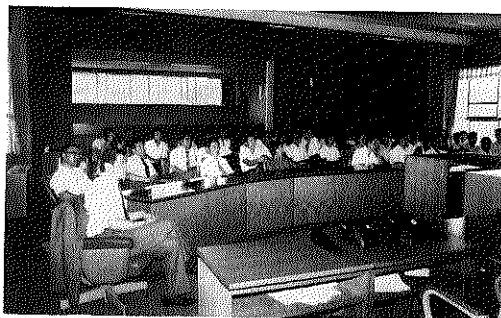
保険料を納め忘れないためには「前納」という一定期間の保険料をあらかじめ納めておく仕組みもあるので、役場年金係でおたずねください。



交通事故のない町は まず職員研修から

本町では、町内での交通事故が年々増加する傾向にあるため、防止策の一端として、まず役場職員から交通ルールを守っていただくため、職員で運転免許所有者、全員に対する法令講習を行った。

この日は小国警察署より児玉交通係長に来ていただき講習を受け



法令講習を受ける役場職員

『人権の共存』 お互いに人権を尊重しよう

ましたが、町長を始め各職員が熱心を受講しました。

これは、昭和五十一年度の人権啓発活動の重点目標です。

重点目標というのは、法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員会連合会で毎年その年度における人権問題のうち重要と思われるものをクローズアップし、それをその年の啓発活動の焦点と定め、これを中心として全国的に啓発活動を実施していくというものです。

ご承知のとおり、戦後の日本国憲法は、国民の基本的な人権の保障を重要な柱の一つとして数多くの保障規定を設けました。私達は、この二十九年間、新憲法で保障する権利が十分尊重され、実社会のあらゆる分野において憲法の精神

が反映されるように過去永い間、埋もれていた人権の芽をのぼそうと努力してきました。

戦前は、人権問題とか人権じゅうりんと云えば、犯罪捜査官の権力をかさにきて犯人を痛めつけたような場合が典型的な例としてあげられ、また、そのような場合の専門用語として狭く用いられていました。ところが、今日では、家庭でも、学校でも、職場でも或いは近隣関係でも、何かあめ事があればすぐ「それは人権問題だ」といとも自然に口にされるようになってきました。それだけ現在では、この言葉の意味するものが幅広く理解されて人権という言葉そのものが日常生活の中に溶け込んできたといえます。

ところが、今までお互いに人権の芽を伸ばすことのみに力をついできたため、自分の人権のみを考え、そして主張して、他人の人権を軽視するような傾向が現われてきたのではないかと危惧されるようになってきました。

最近、法務局や人権擁護委員に持ち込まれる人権侵犯事件や人権相談事件を通して感じられるのはお互いに少しでも相手方の立場に立って物事を考え、相手方の立場や権利を尊重する気持があったならば、そのようなトラブルは起らなかったのではなからうかと思われる事例が数多く起っているということです。

このような社会現象を見てみると、一見国民の間に人権思想が普及し定着してきたように見えながらも、現実には、必ずしも国民一般に正しい意味の人権尊重の思想が十分理解されるに至っていないことを示唆するものと思われます。

そこで、これらの反省の上に立って私達は発想の転換をはからなければならぬと思います。

即ち、人権は自分一人に与えられるものではなく、家族や隣人を含めて等しくすべての人に与えられるもので、自己と同様に他人にも等しく存在し、常に共存するものであることを正しく認識し、それを平素の言動に反映させる態度が

消防点検が開かれます

昭和五十一年度消防点検を九月八日、午前九時より南中グラウンドで開催いたします。

本年度の主な行事としては、郡消防大会に参加した、第一分団四号機と第三分団四号機による模範演技の披露を行います。

前年度は一斉放水を行いました。が、それを取り止め、各分団ごとによる中継水槽を利用した連放放水を（第一分団と機動分団は役場前から杉田上へ、第二分団は杉矢橋附近で、第三分団は杉田住宅下より下町橋まで）行います。多数の観覧を期待します。

戸籍明暗

何よりも大切ではないでしょうか。このような立場から、さきに申しましたように本年度は「人権の共存」―お互いに人権を尊重しよう！との考え方を広く啓発し、明るい秩序ある社会の実現に役立てようとするものであります。

生年月日	出生者	保護者	住所
6.3	山口 文教	文雄	波屋原
7.20	秋吉 扶美	政雄	下町
7.23	宮野 清美	孝一	白川
7.24	武田 順二	時吉	樋口
7.26	森 真弓	明治	田ノ原
7.26	徳丸 徹	憲生	下町
8.2	佐藤 健介	秀喜	陣内
8.11	武田 裕佳	秀二	黒川
8.23	宇都宮寿博	忠義	立岩
8.3	高村 林	透	陣内

香典返し

井善広（星和）、高村透（陣内）の両氏より、香典返しとして、当町社会福祉協議会に多額のご寄附を戴きました。ここに謹んでお礼申し上げます。